

建設コンサルタント等業務における技術・社会貢献評価制度について

1. 概要

事業者の技術力・社会貢献活動等の取組みを評価するため、建設コンサルタント等業務の入札における技術・社会貢献評価制度について、令和8・9年度の評価項目は以下のとおりです。

2. 評価項目（詳細は別紙を参照）

項目	配点
① 障害者雇用点数	10 点
② 環境認証取得点数	10 点
③ ISO9001 取得点数	10 点
④ 災害協定点数	20 点
⑤ 次世代育成・男女共同参画支援点数	10 点
⑥ 消防団協力事業所点数	10 点
⑦ 協力雇用主点数	10 点
⑧ 指名停止点数（減点項目）	△10 点（過去 2 年間に指名停止あり）
⑨ 平均成績点数（75 点以上）	10 点
計（最高点）	90 点

3. 評価基準（指名基準）

設計金額 500 万円以上の測量業務については、評価点数 20 点以上を取得していることを入札参加資格の要件とする。

上記以外の業務については、評価点数の取得を要件としない。ただし、地元中小業者育成の観点から、地元業者を優先した入札参加資格の要件とする。

4. 評価対象業者

神戸市物品等競争入札参加資格を有する業者のうち、建設コンサルタント等業務を希望する業者

技術・社会貢献評価制度について

1. 評価対象業種 建設コンサルタント等業務

2. 評価点数計算方法 =①障害者雇用点数+②環境認証取得点数+③IS09001 取得点数
+④災害協定点数+⑤次世代育成・男女共同参画支援点数
+⑥消防団協力事業所点数+⑦協力雇用主点数-⑧指名停止点数
+⑨平均成績点数

3. 評価項目

①障害者雇用点数 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による障害者雇用状況の報告義務のある事業主で、法定の雇用率を達成した者（令和7年12月31日現在）のみ、10点

②環境認証取得点数 神戸環境マネジメントシステム(KEMS)又は KEMS と相互認証を行っている審査登録機関<注1>による環境認証又は ISO14001 を神戸市内の事業所で取得している者（令和7年12月31日現在）のみ、10点

③IS09001 取得点数 令和7年12月31日現在で IS09001 認証を取得している者のみ、10点

④災害協定点数 神戸市(水道・交通を含む、外郭団体は含まない)と災害協定を締結している又は、締結している団体等に参加している者(令和7年12月31日現在)のみ、20点

⑤次世代育成・男女共同参画支援点数 下記ア、イ、ウの合計点数（上限は10点）

ア.「女性活躍推進法」又は「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画のいずれかを策定（令和7年12月31日現在で有効なもの）し、都道府県労働局に届け出ている者のみ、5点
（ただし、常時雇用する労働者数が100人以下の企業に限る。）

イ. 神戸市又は兵庫県の「女性活躍推進企業（ミモザ企業）」の認定を取得している者（令和7年12月31日現在で有効なもの）のみ、5点
（ただしフレッシュミモザ企業は除く。）

ウ. 国の「女性活躍推進法」に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし）又は「次世代育成対策推進法」に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん）を取得している者（令和7年12月

31 日までに認定されたもの) のみ、10 点

⑥消防団協力事業所点数

令和 7 年 12 月 31 日現在で神戸市消防団協力事業所等表示制度に認定されている者のみ、10 点

⑦協力雇用主点数

令和 7 年 11 月 1 日現在で法務省神戸保護観察所に協力雇用主として登録されており、かつ、同日以前の過去 2 年間に保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を同一人で 3 か月以上雇用した実績がある者のみ、10 点

⑧指名停止点数

(減点項目)

過去 2 年間（令和 6 年 2 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日）に神戸市により
開始された神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止がある場合、10 点

⑨平均成績点数

契約監理課において入札し、過去 5 年間（令和 3 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）に完成させた建設コンサルタント等業務の平均成績が 75 点以上の者のみ、10 点
ただし、随意契約による業務を含み、単価契約で発注した業務を除く。

〈注 1〉 神戸環境マネジメントシステム（KEMS）審査登録制度は、こうべ環境フォーラムが運営しています。

神戸環境マネジメントシステムと相互認証を行っている審査登録機関には、

- 特定非営利活動法人 KES 環境機構 KES（京都）
- 青森環境機構 AES（青森）
- いわて環境マネジメント・フォーラム IES（岩手）
- 一般社団法人 M-EMS 認証機構（三重）
- （株）環境ソフトウェア研究所 ESL（東京）
- NPO エコサポート TGAL（鹿児島）
- NPO 法人ヨコハマみらい環境協議会 Y-KES（横浜）
- みちのく環境管理規格認証機構 M-EMS（仙台）
- エイチ・イー・エス推進機構 HES（北海道）
- 広島 KES 推進機構 HKES（広島）
- KES 関東 KESK（東京）
- あたほ環境機構(株) ATH（東京）

- 東日本環境機構 EES（仙台）
- アルプス環境フォーラム A-EMS（長野）
- KES 愛知環境機構（名古屋）
- 鳥取県 TEAS（鳥取）
- KES 北陸環境機構 KES-H（石川）
- 北東北環境機構 NOTES（秋田）
- 一般社団法人脱炭素経営支援協会 AADM（東京）

の 19 機関があります。（令和 6 年 3 月 31 日現在）

ISO14001 及び ISO9001 の認証については、（公財）日本適合性認定協会（JAB）又は国際認定機関フォーラム（IAF）における国際相互承認協定（MLA）を締結している認定機関が認定した審査登録機関が行うものをいいます。